

[研究ノート]

## 多文化が共存する社会の進行

—ホスト社会におけるこころの対応への検討—

The progress of multi-ethnicity in Japan and the demanded  
psychological abilities of its people

稲垣 亮子

Ryoko INAGAKI

---

*Studies in Humanities and Cultures*

---

No. 16

名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』抜刷 16号  
2011年12月

**GRADUATE SCHOOL OF HUMANITIES AND SOCIAL SCIENCES**

NAGOYA CITY UNIVERSITY  
NAGOYA JAPAN  
DECEMBER 2011

[研究ノート]

## 多文化が共存する社会の進行

ーホスト社会におけるこころの対応への検討ー

### The progress of multi-ethnicity in Japan and the demanded psychological abilities of its people

稲垣 亮子  
Ryoko Inagaki

0. はじめに
1. 日本の外国人移民政策にみる外国人登録者数の増加の要因
2. 日系ブラジル人の滞在の長期化
3. 外国人研修・技能実習制度の改善と留学生政策の転換
4. 日本の多文化社会化に対する国・自治体の施策
5. 共生社会に求められるホスト側の対応 ー 多文化間コンピテンス ー

**要旨** 現在日本は多文化共生社会へと移行している。外国人登録者数の増加要因の一つとして「入管法」の改定が挙げられる。この改定によって日系南米人に日本での就労活動に制限のない資格があたえられ、アジアを中心とした研修・技能実習生の受け入れが可能となった。1990年半ばからの日本経済の停滞後も新しい生活基盤を形成した日系人は増加傾向にある。また、「留学生10万人計画」の目標達成後に打ち出された「30万人計画」では、大学のみならず、産業界、地域社会が一体となって高度な人材獲得のための方策が行われている。共生社会への移行を受け、国と自治体は外国人の受け入れに対する責任を明確化した。

多文化が共存する社会における心理学のアプローチでは、ゲストの適応以上にホスト側の対応の観点が重要である。ゲストである異文化への不安を緩和し、相互理解を促すためには「気づき」「知識」「スキル」の3次元の上位概念から構成されたコンピテンスが有効であると考えられる。つまり、多文化共生社会における「多文化間コンピテンス」とは、文化背景の異なる他者との適切で効率的な相互作用を営む能力と定義することができる。ホスト住民を対象とした尺度作成に向けて、項目の検討と尺度の信頼性・妥当性の検証が今後の展開となる。

**キーワード**：多文化共生社会、移民、ホスト住民、多文化間コンピテンス

## 0. はじめに

法務省（2011）によると、2010年末現在における外国人登録者数は213万4,151人であり、10年前の2000年末と比較すると44万7,707人（26.5%）増加している。これは、10年前と比べ、約1.3倍となっている。登録者数の推移から明らかなように、現在の日本は確実に多文化が共存する社会へと進行しつつある。外国人登録者数の増加に伴った日本社会の多文化化の進行には、主に次のような要因が挙げられる。第一に、1970年代後半から80年代にかけて、フィリピンをはじめとするアジア人女性の入国が目立つようになる（稲葉、2008）。第二に、80年代からの「留学ブーム」を機に韓国人と中国人の来日が増加した。彼らは勉学を終えた後も日本で職を得て定住したり、永住権を取得したりした（李、2008；陳、2003）。そして、1990年に「出入国管理法」が改定され、20年以上が経過した。この入管法の改定によって、就労に制限のない日系人とその配偶者は家族単位で移住、定住し、これまで顕著ではなかった家族の問題や日本で生まれた子どもの教育問題が明らかとなっている現状にも多文化化の進行が反映されている。図1は、在留資格別外国人登録者数の推移である。歴史的経緯によって「特別永住」の在留資格が認められた人々は高齢化に伴って減少しつつある。その一方で一般永住者の増幅は顕著であり、多文化化の進行とその様相は従来とは変化してきている。

本稿ではまず、出入国管理法改定後の主に外国人研修生・技能実習生、日系南米人、留学生についてこれまでの経緯と現状を述べる。次に、多文化共存を推進する国と自治体の政策を報告する。そして、多文化が共存する社会に対して、ホスト社会の構成員である日本人側の対応について心理学の観点から検討を加える。

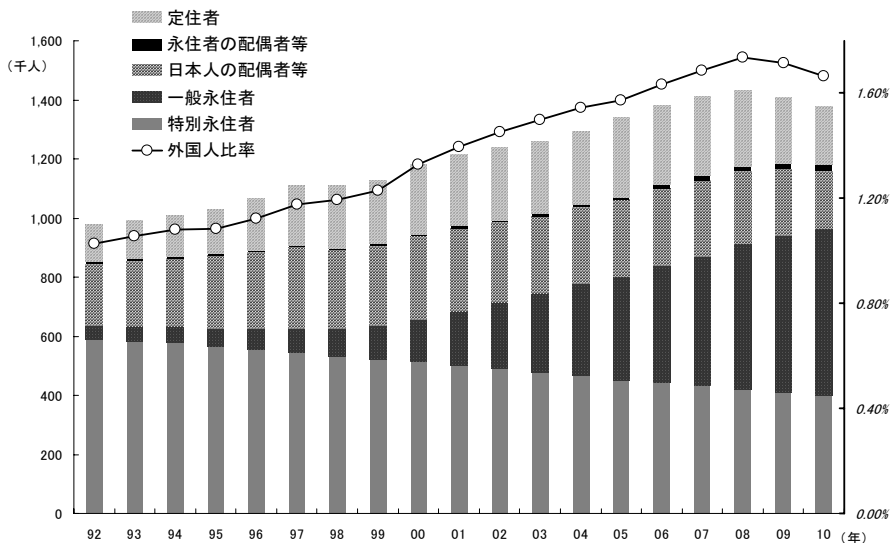


図1 在留資格別登録者数と日本総人口に占める割合の推移

注) 外国人比率は、日本総人口を分母に外国人総数を分子とし算出した。  
 外国人数は、法務省入国管理局「外国人登録者数」より作成した。  
 日本人総数は、総務省統計局「人口の推移と将来人口」より作成した。  
 (92年から95年までの特別永住者と一般永住者の数値は、駒井（1998a）より引用している。)

## 1. 日本の外国人移民政策にみる外国人登録者数の増加の要因

1990年代以降の外国人登録者増加の要因として、研修生・技能実習生の増加、日系南米人の増加、留学生の増加の3点が挙げられる。

### 1 - 1. 研修生・技能実習生の需要

少子高齢化が進む日本において「研修生・技能実習生」は重要な労働力となっているとの指摘がある（伊東、2008）。研修生・技能実習生は、1990年と1993年にそれぞれ改正された入管法の「外国人研修・技能実習制度」（佐野・佐野、2005）のもと、日本の公私の機関に受け入れられて行う技術、技能または知識の修得をする活動をする人々を指し、該当する在留資格は「研修」である。2008年の時点で、研修生の登録者数は8万6826人であり、中国の6万5716人を筆頭としてアジア地域が全体の約9割を占めている（加藤、2010）。技能実習生は、原則1年間の研修期間を経て職種によって研修終了後、研修成果等の評価を受け、基準に達することができれば雇用関係のもとで2年間の技能実習に移行することが可能となり、在留資格が「特別活動」へ変更となる。つまり、受け入れ企業にとっては、研修とこれに続く技能実習の両期間を合わせた3年間、外国人を預かり、職業訓練を行いながら生産活動に従事させることができる（佐野・佐野、2005）。過疎化が深刻な地域にとっては、研修・技能実習生による労働力がなければ成り立たない職種があると指摘されている（伊東、2008）。

### 1 - 2. 入管法改正による日系南米人の流入

外国人登録者数増加の大きな要因の1つに、日系南米人の流入が挙げられる。その発端となったのは、1990年に施行された「改正出入国管理法」通称、入管法である。この入管法の改正により、日系二世、三世、およびその配偶者には就労活動を含めた国内の活動に制限のない在留資格が認められるようになった。つまり、これまでは認められていなかった製造業などの単純労働への就労が合法化されることとなったのである。日本政府は外国人労働力の受け入れについては「専門的、技術的分野の労働者は可能な限り受け入れるが、単純労働に従事する意図を有する外国人の入国は認めない」との方針を名目上今日においても堅守している（岡本、2004）。しかし、日本の経済状況やそれに伴う経済界の強い要請をうけて、現実には外国人に対する単純労働市場の門戸を少しずつ開放してきたといえる。日系人の多くは、ブラジルやペルーなど南米諸国から渡日し、いわゆるバブル経済期におけるブルーカラー職の労働力となっていった。

### 1 - 3. 「10万人計画」による留学生の受け入れ

1983年、当中曽根内閣は「21世紀初頭において10万人の留学生を受け入れる計画」を提言した（北村、2010）。この計画は、「21世紀への留学生政策懇談会」において、日本の文教政策、対外政策の中心とすべき重要国策のひとつとして位置づけられ、留学生受け入れの規模をアメリ

カ（1984年の時点で34万人）、フランス（12万人）、西ドイツ（7万人）、イギリス（4万人）などの先進諸国並みにすることを目標としたものであった（岩男・萩原、1988）。留学生の数は着実に増えていき、2003年に初めて留学生総数が10万人を超え、この目標は計画通りに達成されたといえる。日本学生支援機構（JASSO、2010）によると、2011年5月1日現在の留学生数は14万1774人であり（前年比9,054人、6.8%増）、過去最高となっている。

## 2. 日系ブラジル人の滞在の長期化

入管法の改定に伴った日系ブラジル人を中心とした外国人労働者は、1990年代半ばから滞在の長期化を余儀なくされている。なぜならば、同時期から日本の経済停滞が続いており、当初得られていた収入を確保するためには時間がかかるようになっていったからである。「デカセギ」という言葉はポルトガル語にもなっており、「効果的にお金を稼ぐために仕事をしに行く」という若干軽蔑的なニュアンスが含まれるという（田中、2010）。つまり、日系人たちの中には、愛知県、静岡県、三重県など自動車や電化製品の製造業が集中している地域で一定の収入を得た後、やがてブラジルへ帰国していくという志向が多数派であった。しかし、デカセギのため渡日する日系外国人労働者は増加傾向を続けており（井口、2009a）、一定期間を過ぎても帰国することなく、定住化が進んでいる。そして、その要因には、家族の形成や家族の呼び寄せが指摘されている。つまり、日系人の生活形態や生活拠点が大きく変化していることが考えられる。代表的な日系人の集住地域である浜松市における調査では、「日本での生活に慣れて、ここで住むことを好む」「日本で結婚した、あるいは結婚する予定がある」「子どもの教育は日本で続けたい」といった日本での定住を視野に入れていることが報告されている（井口、2009a）。同じく浜松市で実施された調査（駒井、1998b）は、入管法の改定を機に男女の外国人の登録者比率の変化がみられることを示している。すなわち、入管法が改定されて間もない1992年では、男性が多くを占めていた。しかし、2005年には、男女比はほぼ同じとなった<sup>1)</sup>。駒井（1998b）は、この男女比の変化を先に来た男性の滞日が長期化し、それに伴って後から妻子を呼び寄せる場合が多くなったためではないかと考察している。

母国からパートナーを呼び寄せ、日本で結婚し、子どもが生まれるケースも珍しくない。ブラジル人学校に通う子どもの出生地は、2001年の調査時点では、9割がブラジルであったのに対し、2008年では32.3%が日本で生まれている（濱田・菊池、2009）。また、学校教育だけではなくブラジル人の子どもの保育に焦点を当てた調査では（品川・野崎・上山、2009）、託児所・保育所選択の大きな要因の一つに、保護者が希望する子どもの就学先を挙げている。すなわち、保育所を選択する保護者は日本の小学校を、託児所を選択する保護者は日本のブラジル人学校、あるいは、ブラジルの小学校を希望する場合が顕著である。日本の小学校への就学を希望する者は、日本の文化や言葉を身につけることを希望している。それに対して、ブラジル人学校への就学を希

望する者は、将来ブラジルに帰国し、ブラジルで進学する場合に有利であることを、託児所を選ぶ理由として挙げている。また、託児所を選択し保育所に通わせない理由の一つとして「日本にずっと住む予定がない（愛知県豊橋市、37.8%；静岡県浜松市、54.7%）」という結果がある一方で、保育所に子どもを預けるブラジル人保護者の将来展望として「何があってもとにかく帰国する」は27.6%に止まっていることが報告されている。さらに、2001年から2005年の5年間で「何があってもとにかく帰国する」と「とにかく日本に残りたい」の比率が逆転している結果も報告されている（品川・野崎、2009）。以上の調査からは、学校、託児所、保育所が「保護者の帰国意思を確認するためのアンカーとしての機能をもっている」ことが確認されている。また、吉田（2008）は日本語指導が必要な外国人児童数と不就学・不登校の児童数の増加を報告している。問題を抱える児童の増加から、日本で生まれ育った子ども、ある一定の年齢になってから親と共に来日したり、呼び寄せられたりした子どもの移住が推測される。いずれの調査からも滞在の長期化の影響をうけた生活基盤の形成や子どもの誕生など、新しい形態の外国人増加の様子がうかがえる。

### 3. 外国人研修・技能実習制度の改善と留学生政策の転換

第1節では、外国人登録者数の増加の要因として、これまでの研修・技能実習生に対する需要と留学生の受け入れ計画について述べた。研修・技能実習生と留学生はどちらも移民政策の一環として捉えられている。そこで、本章では研修・技能実習制度と「留学生30万人計画」に関する政策の転換について言及する。

#### 3 - 1. 外国人研修・技能実習制度の改善

外国人研修・技能実習制度の運用には、これまでいくつかの問題点が指摘されていた。「研修」資格は就労活動が認められていないため、受け入れ先との雇用関係が成立しない。受け入れ企業と雇用関係が成立する技能実習生に対しても「労働基準法」「最低賃金法」などの労働関係法令が適用されていないという企業側の不正行為が問題となるケースが発生している（安田、2010）。研修生・技能実習生の保護の強化を図る観点から、2010年に新たな研修・技能実習制度に係る部分の改正が行なわれた（法務省、2011）。改正には労働関係法上の保護が受けられるようにすること、技能実習生の安定的な法的地位を確立する観点から、新たな在留資格として「技能実習」が設けられる。しかし、受け入れ側が3年間を超えて就労させることは許可されていない点に変更はない。そのため、井口（2009b）は、受け入れ国側の利益だけを優先した3年間ごとの「ローテーション」方式に問題を呈している。そして、ローテーション方式から「循環移民」への移行を述べている。「循環移民」に対する考え方は、本人の移動の自発性を保証すること、受け入れ国側での労働移動や定住化の許可、母国間との移動を認めることによって、世代を

超えた人材循環の実現、長期の経済連携の方策としての期待である。両国間の移動に伴う負担等の問題点には、「多文化共生」としての制度を整えたいうえで、「循環移民」形態の採用を提唱している。

### 3 - 2. 留学生30万人受け入れ計画

留学生総数が12万3829人となった2008年、中央教育審議会において「留学生30万人計画」が提案された（文部科学省、2008）。30万人という計画は、全学生数の10%であること、非英語圏の先進国であるドイツやフランスと同等の割合であることを根拠としている。そして、以前の目標と大きく異なる点は、文部科学省を含んだ他の省庁によって、2020年を目途に「受け入れ」からより積極的な「獲得」への転換が掲げられていることである（北村、2010）。「留学生30万人計画」の実現に向けた計画では、留学生の進路にも配慮が払われている点に特徴がある。つまり、卒業後も日本社会に定着して活躍するために、学校だけでなく産学官が連携してインターシップなどの就職・起業支援を充実させることや、企業側の受け入れ体制整備の促進、学生の在留期間の見直しなど、社会全体での留学生を受け入れる積極的な推進が謳われている。横田（2008）は、30万人計画には少子高齢化時代における高度な人材の確保という狙いがあり、卒業後も日本で生活することを想定し、夫婦・家族同伴の生活者としての外国人サポートにも配慮した政策の一貫性が必要であること指摘している。つまり、留学生の問題が、永住権や移民の問題にも関わってくることを想定するべきとしているのである。この言及からも留学生の獲得を移民政策の一環と捉えていることが示唆されている。これまで大学という枠組みでしか考えられてこなかった留学生の問題を日本社会の様々な分野において優秀な人材を育成、確保することへの積極的な姿勢へと転換させている。

## 4. 日本の多文化社会化に対する国・自治体の施策

日本の人口は毎年60万人のペースで減少しており、50年後には現在の3分の2にまで減少すると予測されている。図2は予測推移と現在までの外国人登録者数の推移である。少子高齢化に伴う日本の労働力不足は深刻化している。

図3は、国籍別にみた外国人従業員が就業する主要な産業と日本人従業員比率との比較の表したものである。特に製造業における外国人の労働力は大きな割合を占めているといえる。今後、経済活動の枯渇を防ぎ、社会保障制度を持続させるため、財政会は「移民受け入れ構想」を提言し、「多民族共生社会」への転換に言及している（古川・大塚、2003；経団連、2008）。

総務省は2005年度に「多文化共生の推進に関する研究会」を設置した。この委員会の設置により、外国人の受け入れに関する基本的な責任を有する国の責務が明確化された。そこでは、多文化共生を「国籍や民族などの異なる人々が互いの文化の違いを認め合い、対等な関係を築こうと

しながら地域社の構成員として共に生きていくこと」であると定義している。

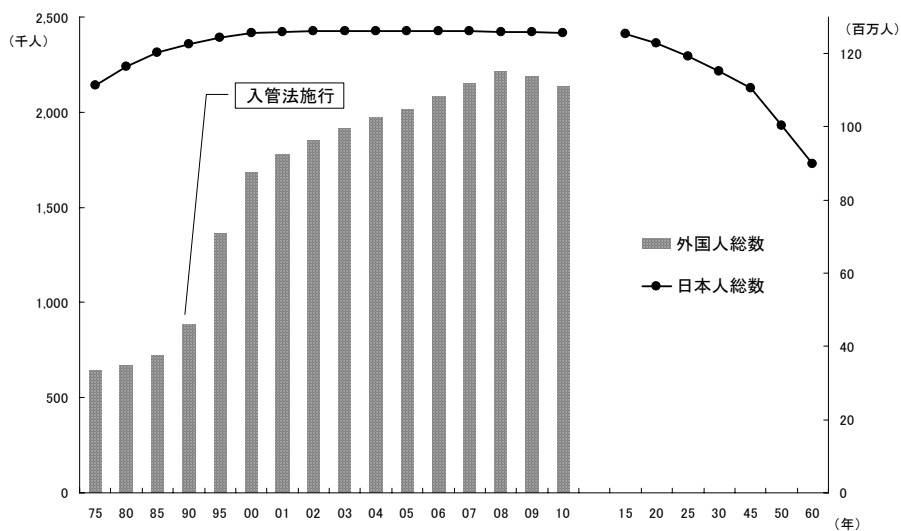


図2 外国人登録者数と日本人総数の推移

注) 2015年以降の日本人総数の推移は、予測値である。  
外国人と日本人総数の数値の出典は図1と同じである。

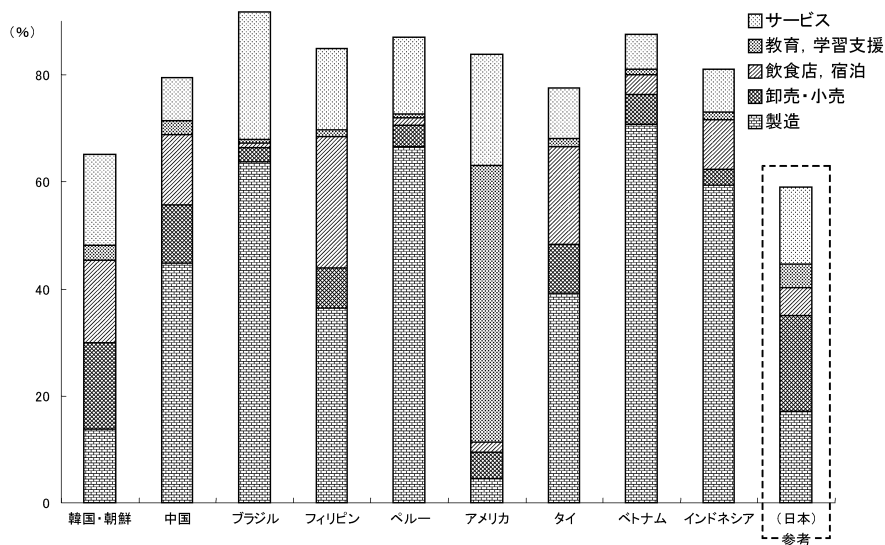


図3 国籍別産業別外国人労働者の比率

注) 参考値として日本の比率を併載した。  
総務省統計局「労働・賃金」「外国人に関する特別集計 外国人の就業者数」より作成した。



自治体ごとの地域社会は入国した外国人の受け入れ主体として多文化共生施策の担い手となる。特に愛知県は全国的にみて外国人の多い地域であり、多文化共生社会の実現は県の大きな課題として位置付けられている。2010年末現在、愛知県は東京都、大阪府に続き3番目に外国人登録者数が多い地域となっている（法務省入国管理局、2011）。また、愛知県における外国人労働者（「特別永住者」の除く）を雇用する事業所および、外国人労働者が全国に占める割合は東京都に続いて2番目に位置している（厚生労働省、2010）。2008年、愛知県地域振興部国際課多文化共生推進室は、「あいち多文化共生推進プラン」を策定した。策定の主旨は、「外国人県民の増加と定住化が進む中で、誰にとっても暮らしやすい多文化共生の県づくり」を目的としていることである。これは、若年労働者の減少やグローバル化の進展、在住外国人による永住資格や日本国籍の取得、日本で生まれ育つ外国人の増加に起因していると述べられている。プランの基本目標である「多文化共生社会の形成による豊かで活力ある地域づくり」における多文化共生社会は、「国籍や民族などのちがいがいにかかわらず、すべての県民が互いの文化的背景や考え方を理解し、ともに安心して暮らせ活躍できる地域社会」である。そして、基本目標を実現するための3つの行動目標とその視点を挙げている。目標Ⅰは「多文化共生の意識づくり」である。これは、国籍や民族の異なる県民が、文化的背景や考え方などについて相互に理解を深めるという立場に立つ考え方であり、「地域社会に対する意識啓発の推進」と「人権意識の高揚」が施策の基本的な方向である。目標Ⅱは「誰もが参加できる地域づくり」であり、地域社会の構成員が対等な立場で、地域づくりへの参加を促すという捉え方による。目標Ⅲは「外国人県民も暮らしやすい地域づくり」である。これは、外国人県民の自立を促し、生活支援や生活環境を整備し、双方の県民が安心して暮らせる地域づくりという視点から日本語学習の機会提供の充実などのコミュニケーション支援である。3つの行動目標に対する具体的な施策として、多文化共生の意識の浸透を図るための啓発イベントの開催、外国人労働者の適正な雇用と日本社会への適応を推進するための企業を対象としたセミナーの開催や啓発資料の普及、日本語学習支援基金の創設等を挙げている。これは、外国人を受け入れるホスト側に主要点を置くことで異文化理解の向上と共生社会を理解し合うことへの推進と捉えられる。

3つの目標や具体的な施策は、プランの方向性を示す目的で策定に先立って行なわれた「愛知県の国際化に関する県民意識調査（2007）」を参考としている。以下は主な調査内容と有効回答者数1,094人（回収率27.4%）から得られた結果の概要である。まず、『外国人に対する意識』については、「治安の悪化」を心配する等の否定的な回答（47.3%）が「外国の言葉や文化などを知る機会の増加」等の肯定的な回答（29.4%）を上回っている。次に、『トラブルの原因』は「双方の生活習慣の違い」「外国人が日本の習慣や決まりを理解していない」「コミュニケーション不足」が主要な項目と考えられている。しかし、実際の『トラブルの経験』については、「マスコミ等を含めトラブルの話を聞いたことがある」と「全く知らない」が80%以上である。また、

共生社会に必要な『外国人への期待』としては、「日本の生活ルール、習慣を守ること」「地域の活動に参加してほしい」「生活の中で感じたことへの提案や発言」が主要な意見である。そして、外国人との共生で『自分が関わりたいこと（複数回答）』については、「なるべく関わりたいくない」が最も高い比率である一方で、「自分から積極的に話しかけたい」「外国語を覚えてコミュニケーションの手伝いをしたい」「交流の機会を企画したい」「ボランティアとして自分にできることをしたい」といった意見も挙げられている。

調査結果を反映した行動目標と施策の観点、日本人県民に対して多文化共生社会へ目を開かせることである。施策の実行は、その役割を担ったグループの構成員が行うことになる。この場合の構成員とは、外国人県民を受け入れているホスト社会の構成員、つまり日本人県民を指す。そして、その日本人県民ひとりひとりのこころの過程に注目することが重要であると考えられる。なぜなら、多文化が共存する社会を理解するためには、啓発活動などを通じた自覚的な過程と共に、互いに異なる文化下で無自覚的、かつ可塑的に形成された行動様式や思考に対する知覚を相互作用によって再形成していく過程を必要とするからである。これは、ゲスト側の適応以上に、ホスト側の対応に焦点を合わせることである。Amiot, C.E., & de la Sablonnière, R. (2010) は、多文化が共存する社会では、マイノリティの人々だけではなく、マジョリティの側にも多様な影響を与えることを述べている。また、そのような共存社会における様々なインパクトには、双方においての新しい環境の中で言葉の問題以上に、対人関係を含んだ社会文化的要素と感情的要素が多く求められることが指摘されている (Major, E.M., 2005)。

## 5. 共生社会に求められるホスト側の対応 — 多文化間コンピテンス —

前節の日本人県民に対する意識調査では、治安の悪化への懸念、生活習慣の違い、相互理解不足、コミュニケーション不足が多文化共生社会に対する主な負の要素として挙げられていた。特に文化的背景の異なる相手との関係には困難が伴う。それでは、ホスト社会の住民が自らの社会の多文化状況を受け入れ、文化的背景の異なる相手と良好な関係を築いていくために必要な要素とは何か。本節では、心理学的なアプローチから共生社会におけるホスト側の対応を検討する。心理学において、多文化状況の受容に関連する重要なアプローチは、アメリカを中心とした多文化間コンピテンス (The Multicultural Counseling Inventory) の研究と日本における留学生の異文化適応に関する研究に見て取ることができる。よって、これら2つの研究動向を概観していく。

### 5 - 1. The Multicultural Counseling Inventory (MCI)

アメリカは多民族多文化主義を代表する国家の1つだろう。そのため、多様な文化背景をもった人々を対象とした「マルチカルチュラル・カウンセリング」に携わるカウンセラーに求められるコンピテンスを対象とした研究の一つにSodowsky, G. R., Taffe, R.C., & Wise, S.L. (1994) があ

る。

コンピテンスとは、White, R.W. (1959) によると、効果的に環境と相互に影響し合う能力と定義されている。したがって、困難が予測される対人関係において、その関係構築や要領に対して積極性を後押ししたり、トラブルへの不安や懸念を緩和したりすることの有効性を説明し得る概念として捉えられる。

Sodowsky et al. (1994) は、マルチカルチュラル・カウンセリングに必要とされるコンピテンスを測定する自己報告尺度の発展に関する研究を行っている。その結果、「スキル」「気づき」「知識」の領域を含むコンピテンスの因子分析解を得ている。各領域の特徴と因子分析による解釈を以下に示す。

(1) スキル 「スキル」はSue, D.W., Arredondo, P., Mcdavis, R.J. (1992) によっても提唱されているように行動の領域をカバーしているコンピテンスである。スキルはマルチカルチュラル・カウンセリングでは、多文化的なコミュニケーションにおいてクライアントに対する積極性などの役割を果たす。これは、一般的なカウンセリング技術に加えて、多文化的な状況における行動技能であることを示している。またスキルは、多様な文化背景のクライアントに対するノウハウを援助する機能をもつ。より多くの方略をもっているほど、クライアントと環境に対処する選択肢も多くなり、柔軟性も増すからである。因子分析の結果、「スキル」の下位尺度は、マイノリティなクライアントとの関係保持、文化的に不適切な対応をした場合の修正の認知、カウンセラー自身の自己モニタリングを反映した項目から構成されていた。

(2) 気づき しかし、スキルだけが全てではない。第二に「気づき」の領域が必要となる。気づきは文化的な自己の認識と他者の認識をカバーする感情の領域である。気づきには、自文化と異文化に対する文化的な価値とバイアスへの態度が含まれる。そして、個人の内部の気づきは文化的気づきの第一歩である。気づきは内省と熟慮された自己評価、および、自身の信念と態度を通じて会得されるプロセスをもっている。また、気づきのコンピテンスには、自文化の社会的特徴に「気づいている」ことが必要である。なぜなら、クライアントの知覚や反応、クライアントに対するラヴェリングがその影響を受けるからである。さらに、外部から自文化を知覚するコンピテンスでもある。因子分析における「気づき」の下位尺度には、率先的な多文化的敏感さと反応、広範囲におよぶ文化的理解を基盤とした多文化的相互作用と人生経験、多文化主義の享受を示唆する項目が含まれていた。

(3) 知識 第三に「知識」の領域が必要とされている。知識は多文化的な多様性を理解するための理論、枠組みへの理解をカバーする領域である。マルチカルチュラル・カウンセリングにおいて知識は、教育的コンピテンスとして強調されている。クライアントの文化的背景に敏感であっても、どのように対処すべきか判断できない事態を生じさせるからである。知識には、人種的なアイデンティティ、民族性、社会化、世界観の影響と価値の違いも含まれている。「知

識」領域の因子は、マイノリティのクライアントに関する研究結果を考慮するといった文化的な情報とトリートメント方略を反映した下位尺度から構成されていた。

以上より、MCIを用いたSodowsky et al. (1994) などの研究から、多文化的なコンピテンスを有するカウンセラーには、「スキル」「気づき」「知識」の3つの領域を含んだコンピテンスが求められることが報告されていた。ただし、これらの領域を備えたコンピテンスの体系はアメリカ社会におけるマルチカルチュラル・カウンセリングの専門性が高く、当然のことながら一般の人々に対するコンピテンス尺度として用いることは適切ではないことがわかる。

## 5 - 2. 留学生の異文化不適応

田中・藤原（1992）は在日留学生の異文化不適応の観点から、留学生を対象にした日本人学生との対人関係における困難事項の類型化を行っている。留学生にとっての対人行動上の困難事項は、主に「感情や機嫌を損ねない表現の間接性や直接性の回避」「主張・主体性を隠すこと」「本音と建前の使い分け」「遠慮や儀礼的な謝罪などの行動様式」「抑制のきいた自己表現」「外国人としての特別扱い」「集団主義的な行動」分類されていた。明らかとなった困難事項に対して、認知面と行動面からアドバイスを加えれば（田中・高井・神山・藤原、1993）、それは在日留学生に必要とされるソーシャル・スキルと捉えられる。ソーシャル・スキルはセッションによるトレーニングが可能であるため、留学生にとっての異文化適応が促されることが報告されている。また、トレーニングに必要ないくつかの要素のうち「気づき」「知識」「スキル」を導入している。

田中らの研究は留学生にとっての困難事項、つまり、「不適応」を調査したものであった。しかし、この不適応は日本人学生の「対応」の不適切さと表裏一体であることを示唆している。したがって、ゲスト側に対する「適切な対応」は、ホスト側に必要なコンピテンスとしての性質を備えていると捉えられる。

## 5 - 3. 日本人学生の多文化共生社会への動機づけ

高橋（2005）は、異文化について学ぶことの意義、学んだことの成果と問題点に関する日本人学生のコメントを分析し類型化を行っている。コメントの内容は主に次のような概念によって説明されている。異文化間のコミュニケーションのもどかしさに対する気づきとしての「共感的態度」、異文化を知ることで、自文化を確認する「自己認識」、自文化の習慣に対する「常識の再確認」、共通点に気づくという「異文化の捉え直し」、偏見にとらわれたり、決め付けたりすることを回避する「多様な視点」、自分の考えをきちんと伝える努力、異文化を理解しようとする姿勢としてのとしての「スキル」、固定観念を変える「柔軟性」、異文化を知ることへの「積極性」である。類型化された上位概念には、「気づき」「知識」「スキル」が位置づけられていると考えられる。

## 6. まとめと今後の研究の展開に向けて

多文化化の要因と共生社会への推進は以下のようにまとめられる。まず、入管法の改定における、研修・技能実習制度の制定と日系人に対する就労の合法化がある。これは、日本の少子化における労働力の確保にする大きな需要となっている。研修・技能実習生に対しては、安定した就労を保証する新たな法改正や循環移民の考えが提唱されている。また、南米諸国の日系人とその家族は、滞在の長期化から新たな生活基盤を形成しており、定住・永住化傾向が進んでいる。このような多文化が共存する社会の進行に対し、国と自治体は「多文化共生社会の推進」に向けた責務を明確化した。80年代には中国・勸告を中心としたアジアからの留学生が増加し、現在は、留学生が卒業後も日本社会に留まり高度な人材として活躍できる体制整備のため、関係省庁・産業界・地域社会が連携する方策が企図されている。

以上のような多文化共生社会における、ホスト側住民に必要な対応をコンピテンスとして尺度化するため、尺度作成に向けた今後の展開と課題は主に次の2点である。

1点目は「気づき」「知識」「スキル」の3次元を上位概念とした尺度項目の検討である。マルチカルチュラル・カウンセリング、留学生の異文化適応、そして日本人学生の異文化間理解への動機づけのいずれにも「気づき」「知識」「スキル」次元が必要であることが示されていた。そこで、「気づき」「知識」「スキル」を多文化共生社会への動機づけとなるコンピテンスの上位概念として位置づける。そして、その要素と内容をより具体化し、多文化が共存するホスト社会の構成員である一般の人々に使用が可能な尺度の作成を目指す。作成された尺度は、多文化共生社会におけるホスト側の対応として、その社会の住民に求められる「多文化間コンピテンス」の測度である。したがって、「多文化間コンピテンス」とは、多文化共生社会の人間関係の開始や維持に必要な能力を備えていること、共生社会において、他者との適切で効率的な相互作用を営む能力と定義する。

2点目は、尺度の妥当性を検証するための外部規準の検討である。心理尺度の作成にあたり、その評価には妥当性と信頼性という観点が重要である(村上、2007)。村上によると、妥当性とは「測定値の正しさ」であり、信頼性は「測定値の安定性」であるとされる。妥当性の概念のうち構成概念妥当性とは、尺度項目の内容的な適切性や代表性と、理論的に予測される外部基準との関連性(相関関係)を検証する一連の手続きを指す。作成された尺度によって測定される対象は抽象的な心理学的「構成概念」であるため、尺度の妥当性、つまり、測定が目指す「構成概念」として解釈し得る意味をもっているかどうか確認する必要がある(村上、2007; 吉田、2008)。今後は、以上の2点の検討を中心に各変数間の関連性を併せて検証していくこととする。

### 引用文献

愛知県 地域振興部 国際課多文化共生推進室(2011). あいち多文化共生推進プラン

- <<http://www.pref.aichi.jp/0000013532.html>> (2011/09/6)
- 愛知県 地域振興部 国際課多文化共生推進室 (2007). 「愛知県の国際化に関する県民の意識調査」の概要  
<<http://www.pref.aichi.jp/cmsfiles/contents/0000031/31057/nihonjin.pdf>> (2011/09/21)
- Amiot, C.E., & de la Sablonnière, R. (2010). Facilitating the Development and Integration of Multiple Social Identities: The Case of Immigrants in Quebec (34-61) Pichard J.Crisp (Eds.) *The Psychology of Social and Cultural Diversity* Wiley-Blackwell
- 陳<sup>チェン</sup>天<sup>テイエン</sup>璽<sup>シ</sup> (2003). 中国人 - 日本社会と新華僑 駒井 洋 (編) 講座 グローバル化する日本と移民問題 第Ⅱ期 第6巻 多文化社会への道 明石書店 p. 231-259
- 濱田国佑・菊地千夏 (2009). ブラジル人学校の変遷と利用者の意識 小内 透 (編) 講座 トランスナショナルな移動と定住 第2巻 - 定住化する在日ブラジル人と地域社会 在日ブラジル人の教育と保育の変容 御茶の水書房 p. 35-65
- 古川元久・大塚耕平 (2003) 1000万人移民受け入れ構想 - 日本を「憧れの国」にしたい Voice, 9, PHP研究所 p. 142-149
- 井口 泰 (2009a). 外国人労働者はいま 外国人労働者新時代 筑摩書房 p. 45-83  
—— (2009b). 「開かれた日本」への制度設計 - 東アジア統合と「循環移民」構想 外交フォーラム (特集 共生に向かって - 外国人労働者をめぐる諸問題), 21, 都市出版 p. 52-57
- 稲葉佳子 (2008). 受け継がれていく新住民の街の遺伝子 川村千鶴子 (編) 「移民国家日本」と多文化共生論 - 多文化都市・新宿の深層 明石書店 p. 51-74
- 伊東雅之 (2008). 外国人研修生・実習生, 留学生の諸問題 人口減少社会の外国人問題 国立国会図書館調査及び立法考査局 p. 93-108  
<<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/document/2008/20080109.pdf>> (2011/09/25)
- 岩男寿美子・萩原 滋 (1988). 日本留学に期待されるものは何か 日本で学ぶ留学生 - 社会心理学的分析 - 勁草書房 p. 3-14
- 独立行政法人 日本学生支援機構 JASSO (2010). 学生受入れの概況  
<[http://www.jasso.go.jp/statistics/intl\\_student/data10.html](http://www.jasso.go.jp/statistics/intl_student/data10.html)> (2011/09/6)
- 加藤純子 (2010). 研修生・技能実習生 多文化共生キーワード辞典編集委員会 (編) 多文化共生キーワード辞典 [改訂版] 明石書店 p. 70-71
- 北村宏美 (2010). 留学生・就学生 (日本語教育機関在籍者) 多文化共生キーワード事典編集委員会 (編) 多文化共生キーワード事典 明石書店 p. 68-69
- 駒井 洋 (1998a). 平成6年度末現在における外国人登録者統計 平成7年度末現在における外国人登録者統計について 新来・定住外国人資料集成 上巻 明石書店 p. 33-88  
—— (1998b). 浜松市における外国人の生活実態・意識調査 対象者の性別 新来・定住外国人資料集成 下巻 明石書店 p. 340
- 李<sup>イ</sup>承<sup>スン</sup>珉<sup>ミン</sup> (2008). 韓国人ニューカマーの定住化と課題 川村千鶴子 (編) 「移民国家日本」と多文化共生論 - 多文化都市・新宿の深層 明石書店 p. 111-137
- 文部科学省 (2008). 『「留学生30万人計画」の骨子』とりまとめの考え方  
<[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/attach/1249711.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/attach/1249711.htm)> (2011/09/6)
- 厚生労働省 (2010). 外国人雇用状況の届出状況 (平成21年10月末現在) について  
<<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000040dz.html>> (2011/09/6)
- 総務省 (2006). 多文化共生の推進に関する研究会報告書 - 地域における多文化共生の推進に向けて -  
<[http://www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/sonota\\_b5.pdf](http://www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/sonota_b5.pdf)> (2011/09/6)
- 総務省 統計局 (2011). 人口の推移と将来人口  
<<http://www.stat.go.jp/data/nihon/02.htm>> (2011/09/6)
- 総務省 統計局 (2008). 平成17年国勢調査 外国人に関する特別集計結果

- <[http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020101.do?\\_toGL08020101\\_tstatCode=000001007251&requestSender](http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020101.do?_toGL08020101_tstatCode=000001007251&requestSender)> (2011/09/25)
- 総務省 統計局 (2008). 第59回日本統計年鑑平成22年 労働・賃金  
<<http://www.stat.go.jp/data/nenkan/backdata/pdf/yhyou16.pdf>> (2011/09/6)
- 法務省 入国管理局 (n. d.). 外国人登録者数  
<[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01\\_00013.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00013.html)> (2011/09/06)
- 法務省 入国管理局 (2011). 平成22年末現在における外国人登録者統計について  
<<http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukantouroukusyatoukei110603.html>> (2011/09/19)
- 法務省 入国管理局 (2011). 新しい研修・技能実習制度について  
<[http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU\\_NINTEI/zairyu\\_nintei10\\_0.html](http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU_NINTEI/zairyu_nintei10_0.html)> (2011/09/21)
- Major, E.M. (2005). Co-national support, cultural therapy, and the adjustment of Asian students to an English-speaking university culture. *International Education Journal*, 6(1) 84-95.
- 村上宣寛 (2007). 構成概念妥当性 心理尺度のつくり方 北王路書房 p. 55-56
- 日本経済団体連合会 (2008). 人口減少に対応した経済社会のあり方  
<<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2008/073.pdf>> (2011/09/6)
- 岡本雅享 (2004). 移住者の権利を守るネットワーク運動の軌跡と課題 駒井 洋 (編) 講座 グローバル化する日本と移民問題 第Ⅱ期 第5巻 移民をめぐる自治体の政策と社会運動 明石書店 p. 203-238
- 佐野秀雄・佐野誠 (2005). 研修制度について 人材不足に悩むわが国企業のための外国人労働者の雇用・研修生受入れ手続 黒木忠正 (監修) 日本加除出版 p. 124-139
- 品川ひろみ・野崎剛毅 (2009). 保育所における日本人と外国人 小内 透 (編) 講座 トランスナショナルな移動と定住 第2巻 - 定住化する在日ブラジル人と地域社会 在日ブラジル人の教育と保育の変容 御茶の水書房 p. 164-166
- 品川ひろみ・野崎剛毅・上山浩次郎 (2009). ブラジル人学校の変遷と利用者の意識 小内 透 (編) 講座 トランスナショナルな移動と定住 第2巻 - 定住化する在日ブラジル人と地域社会 在日ブラジル人の教育と保育の変容 御茶の水書房 p. 90-95
- Sodowsky, G.R., Taffe, P.C., Gutkin, T.B., & Wise, S.L. (1994). Development of the Multicultural Counseling Inventory: A Self Report Measure of Multicultural Competence *Counseling Psychology*, 41, 137-148
- Sue, D.W., Arredondo, P., McDavis, P. J. (1992). Multicultural Counseling Competencies and Standards: A Call to the Profession *Journal of Counseling & Development*, 70, 477-486
- 高橋亜紀子 (2005). 日本人学生と留学生とが共に学ぶ意義: 『異文化間教育論』受講者のコメント分析から 宮崎教育大学紀要, 40, p. 15-25
- 田中 泉 (2010). 在日ブラジル人 文化共生キーワード事典編集委員会 (編) 多文化共生キーワード事典 明石書店 p. 66-67
- 田中共子・藤原武弘 (1992). 在日留学生の対人行動上の困難: 異文化適応を促進させるための日本のソーシャル・スキルの検討 社会心理学研究, 7, p. 92-101
- 田中共子・高井次郎・神山貴弥・藤原武弘 (1993). 在日留学生に必要なソーシャル・スキル 広島大学総合科学部紀要IV理系編, 19, p. 87-99
- White, R.W. (1959). Motivation Reconsidered: The Concept of Competence. *Psychological Review*, 66, 297-333.
- 安田浩一 (2010). 研修制度とは何か ルポ 差別と貧困の外国人労働者 光文社新書 p. 57-79
- 横田雅弘 (2008). 「留学生30万人計画」実現のために何が必要か (特集 大学の国際競争), 外交フォーラム, 21, p. 26-29
- 吉田富二雄 (2008). 信頼性と妥当性 堀 洋道 (監) 吉田富二雄 (編) 心理測定尺度集Ⅱ 人間と社会のつながりをとらえる (対人関係・価値観) サイエンス社 p. 451-453
- 吉田多美子 (2008). 外国人子女の教育問題 - 南米系外国人を中心に - 人口減少社会の外国人問題 国

立国会図書館調査及び立法考査局 p. 125-140

<<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/document/2008/20080111.pdf>> (2011/09/25)

---

<sup>1)</sup> 日系人総数に対し、男性比約54%、女性比46%であった。国勢調査（2008）の値から筆者が算出した。

**謝辞** 本研究は平成23～25年度科学研究費助成金（基盤研究C，23520652）を受けている。

（研究紀要編集部は、編集発行規程第5条に基づき、本原稿の査読を論文審査委員会に依頼し、本原稿を本誌に掲載可とする判定を受理する。2011年10月11日付）